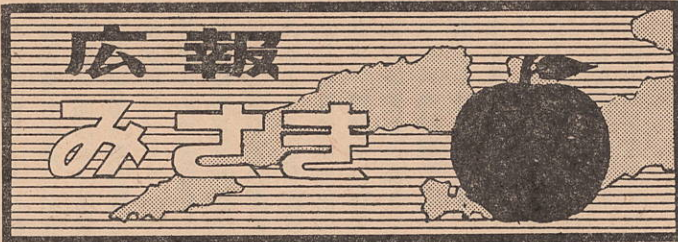


＝納税のお知らせ＝

4月 軽自動車税

5月 固定資産税

発行所 愛媛県三崎町役場
編集 三崎町役場総務課



印刷所 クボタ印刷所

世帯数 二、一〇〇
人口 七、一九三
男 三、三三九
女 三、八五四
昭和五十一年
二月二十九日現在

第一回定例町議会

五十一年度一般会計予算 など二十議案を可決

三月十日午前十時から会期四日間の日程で、第一回定例町議会が開催され、一般会計当初予算・特別会計（旅客上屋・国保・水道）予算のほか、三崎町手数料条例の一部を改正する条例など二十議案の審議が行われ、全議案が原案通り可決されました。可決された議案は次のとおりです。なお、町長は、五十一年度当初予算を提出するにあたって、新年度にのぞむ施政の基本的な方針を明らかにしました。

◆所信要旨◆

新年度にのぞむ基本的な考えについて、所信を述べ、行政組織の合理化と職員配置の適正化を進め、まず、新年度においては、財政の健全化対策を中心とするべきであると思われ、財政構造の改善を図りながら、より一層住民福祉の向上を期す。財政構造の改善を図りながら、より一層住民福祉の向上を期す。財政構造の改善を図りながら、より一層住民福祉の向上を期す。

一、住民の生活環境の整備と社会福祉の充実。
二、教育施設の統合等整備、改善による教育体制の強化。
三、広域市町村圏計画の積極的な推進による地域産業の発展。
四、健全財政の確立。
五、町政の重点施策として、その具体化を推

以上ですが、主な議案の内容を簡単に説明いたします。
◎三崎町職員の退職手当の特例に関する条例の改正については、役員職員の勧奨退職年令を、現行の満六十から満五十八才（昭和五十一年四月一日から適用）に引下げたものとします。
◎三崎町手数料条例の改正については、昭和五十一年四月一日から次のとおり各種証明手数料を改正するものとします。
（一）証明（印鑑証明や納税証明等）
（二）公簿等の閲覧又は照合
（三）公簿等の謄本、抄本、写し等
（四）住民票の写し
がいずれも一件につき百円（現行七十円）となります。
◎三崎町民養老金の支給率の改正については、町内に在住する満八十才以上の老人に対する町民養老金の支給回数、現行の年三回から年一回に改めるものとします。
◎三崎町水道事業給水条例の改正については、部落懇談会、チラシ各部の改良、常会長さんを通じてお知らせしました通り、昭和五十一年四月分水道料金を上げるものとします。

支出現金による不足額の追加及び不用額の整理、また、港・漁港整備事業等県営事業負担金二九、四三六千円など総額三一、五六八千円の計上は、費目別金額については別表のとおりです。
◎国民健康保険特別会計補正予算（第四号）については、インフルエンザの流行等に伴う療養給付費の追加、その他の給付費については支出現金による補正、また、診療所の経営赤字に対する国庫補助制度の開始に伴う措置費の計上は、主な施設勘定においては、現在までの実績ならば、今後の見込に伴う各診療所の診療収入額の補正と診療所への繰入金を勘定に計上し、歳入においては、診療収入の減額見込に伴う医薬品等の減額、物件費等の若干の補正を行ったものとします。
◎簡易水道事業会計補正予算（第四号）については、収入では、水道料金の伸び見込による追加、支出においては、電力費の減、節減による物件費等の数値の整理が主なものであります。

◎一般会計補正予算（第五号）については、旅客人の最終的な整理や物件費等の今後の見込額を算定し、補正計上したものであります。

◎一般会計・特別会計（国保・水道・旅客上屋）の当初予算については、別記のとおりです。
◎字の廃止については、釜木地区におけるすべての小字を地籍調査の成果の認証があった日からすべて廃止するものとします。

◎旅客人の維持管理費については、今後の必要見込額を算定し、補正計上したものであります。

◎旅客人の維持管理費については、今後の必要見込額を算定し、補正計上したものであります。

一般会計目的別歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入 (単位千円)			
款	補正前の額	補正額	計
1 町地	58,018	4,753	62,771
2 方	6,000	1,200	7,200
3 動	10,000	0	10,000
4 自	537,427	5,929	543,356
5 地			
6 交	7,701	839	8,540
7 通	3,898	344	4,242
8 分	257,628	614	258,242
9 使	195,612	9,143	204,755
10 国	18	20	38
11 庫	4,684	0	4,684
12 支	5,926	81	6,007
13 産	113,400	11,200	124,600
14 出	113,400	11,200	124,600
15 入	1,203,598	13,471	1,217,069

国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (事業勘定)

歳入 (単位千円)			
款	補正前の額	補正額	計
1 税	54,351	0	54,351
2 料	10	0	10
3 金	178,635	15,374	194,009
4 入	775	775	1,550
5 金	2,906	0	2,906
6 入	33,954	0	33,954
7 入	650	24	674
8 入	271,281	14,623	285,904

(施設勘定)

歳入 (単位千円)			
款	補正前の額	補正額	計
1 診	242,858	21,465	264,323
2 療	480	0	480
3 用	485	0	485
4 庫	3,308	7,000	10,308
5 支	8,474	0	8,474
6 入	870	0	870
7 入	82,446	4,698	87,144
8 入	338,921	9,768	348,689

一般会計目的別歳入歳出補正予算事項別明細書

歳出 (単位千円)			
款	補正前の額	補正額	計
1 議	28,036	181	28,217
2 総	147,144	484	147,628
3 民	156,973	1,422	158,395
4 衛	59,665	2,600	62,265
5 生			
6 産	160,937	9,190	170,127
7 業	7,667	130	7,797
8 林	95,917	19,861	115,778
9 水	23,381	0	23,381

国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (事業勘定)

歳出 (単位千円)			
款	補正前の額	補正額	計
1 費	16,241	1,406	17,647
2 務	229,531	4,330	233,861
3 給	8,083	0	8,083
4 施	5,000	0	5,000
5 積	300	0	300
6 債	665	4,784	5,449
7 支	11,461	4,103	15,564
8 出	271,281	14,623	285,904

(施設勘定)

歳出 (単位千円)			
款	補正前の額	補正額	計
1 費	121,787	351	122,138
2 務	98,068	8,660	106,728
3 業	953	0	953
4 設	18,276	0	18,276
5 備	86,286	0	86,286
6 用	13,551	1,458	15,009
7 費	338,921	9,768	348,689

